

議案第 5 1 号

組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について

組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例

(ひたちなか市部設置条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市部設置条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「企画部

総務部

市民生活部

保健福祉部

子ども部

経済環境部

建設部

都市整備部」を

「企画部

総務部

市民生活部

保健福祉部

子ども部

経済環境部

都市建設部」に改める。

第2条第1項の表を次のように改める。

部名	分掌事務
企画部	1 秘書及び渉外に関すること。 2 市政の総合企画及び調整に関すること。 3 特定地域の振興に関すること。 4 企業誘致に関すること。 5 公共交通に関すること。 6 重要政策の推進に関すること。 7 広報及び広聴に関すること。
総務部	1 議会及び市の行政一般に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 文書の管理，情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 統計に関すること。</li> <li>4 職員の人事，給与及び研修に関すること。</li> <li>5 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>6 行財政改革に関すること。</li> <li>7 デジタル化に関すること。</li> <li>8 予算の編成及び財務に関すること。</li> <li>9 市有財産（他の所管に係る行政財産を除く。）の取得，管理及び処分に関すること。</li> <li>10 契約に関すること。</li> <li>11 工事の検査に関すること。</li> <li>12 市税の賦課徴収に関すること。</li> <li>13 その他他の所管に属さないこと。</li> </ul>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自治振興に関すること。</li> <li>2 市民活動に関すること。</li> <li>3 市民協働に関すること。</li> <li>4 多文化共生に関すること。</li> <li>5 男女共同参画に関すること。</li> <li>6 消費生活に関すること。</li> <li>7 危機管理及び防災に関すること。</li> <li>8 防犯及び交通安全に関すること。</li> <li>9 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</li> <li>10 生涯学習に関すること（教育委員会事務局が所掌するものを除く。）。</li> <li>11 文化に関すること（文化財に関するものを除く。）。</li> <li>12 スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</li> </ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険及び国民年金に関すること。</li> <li>2 高齢者医療に関すること。</li> <li>3 介護保険に関すること。</li> <li>4 保健衛生及び健康増進に関すること（子ども部が所掌するものを除く。）。</li> <li>5 地域医療に関すること。</li> <li>6 社会福祉に関すること。</li> <li>7 障害者福祉に関すること。</li> </ul>

	8 高齢者福祉に関する事。
子ども部	1 子育て支援に関する事。 2 母子保健に関する事。 3 児童福祉に関する事。
経済環境部	1 農林水産業に関する事。 2 商工業に関する事。 3 観光に関する事。 4 環境政策に関する事。 5 廃棄物対策及び環境衛生に関する事。
都市建設部	1 都市計画に関する事。 2 公園に関する事。 3 緑化の推進及び緑の保全に関する事。 4 建築指導に関する事。 5 開発行為の計画調整及び指導に関する事。 6 住宅に関する事。 7 道路に関する事。 8 市有地の取得及び契約に関する事。 9 地籍調査に関する事。 10 河川に関する事。 11 土地区画整理に関する事。 12 市街地再開発に関する事。

(ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例(平成6年条例第116号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)(以下「上下水道事業」という。)」を加える。

第2条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項から第4

項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、ひたちなか市の区域内とする。

(2) 給水人口は、168,300人とする。

(3) 1日最大給水量は、83,000立方メートルとする。

3 公共下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定める事業計画に基づき実施する。

4 農業集落排水事業は、別表に定めるところにより実施する。

第4条中「水道事業の管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道事業所」を「上下水道局」に改める。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「又は動産」を「若しくは動産」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条の見出し中「寄付」を「寄附」に改め、同条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「寄付」を「寄附」に改める。

第8条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

施設の名称	位置	処理対象区域	計画人口	1日最大汚水量
西中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市 大字中根地内	ひたちなか市大字 中根地内の一部	350人	115.5立方 メートル
東中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市 大字中根地内	ひたちなか市大字 中根地内の一部	740人	244.2立方 メートル

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の廃止）

2 ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第15号）は、

廃止する。

(ひたちなか市情報公開条例の一部改正)

- 3 ひたちなか市情報公開条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(ひたちなか市情報公開条例の一部を改正する条例に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長又は水道事業管理者に対しされた開示請求であって、決定その他の処分がされていないもののうち次に掲げる公文書を対象とするものについては、上下水道事業管理者に対しされたものとみなす。

(1) 施行日前に市長が所管していた公文書であって、施行日以後は上下水道事業管理者が所管するもの

(2) 施行日前に水道事業管理者が所管していた公文書であって、施行日以後は上下水道事業管理者が所管するもの

(ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 5 ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例に関する経過措置)

- 6 施行日前に市長又は水道事業管理者に対しされた個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条の規定による開示請求、第91条の規定による訂正請求又は第99条の規定による利用停止請求であって、決定その他の処分がされていないもののうち次に掲げる保有個人情報を対象とするものについては、上下水道事業管理者に対しされたものとみなす。

(1) 施行日前に市長が保有していた保有個人情報であって、施行日以後は上下水道事業管理者が保有するもの

(2) 施行日前に水道事業管理者が保有していた保有個人情報であって、施行日以後は上下水道事業管理者が保有するもの

(ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正)

- 7 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例(平成6年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第6条第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改

め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第9条、第10条第1項、第11条、第17条並びに第18条第1項及び第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第19条中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改める。

第20条第3項第2号ただし書、第21条から第25条までの規定及び第27条中「市長」を「管理者」に改める。

第29条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第30条第7号中「記載をしてを」を「記載をして」に改める。

(ひたちなか市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 8 ひたちなか市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第1号中「場合は敷地の所有者）で、第3条」を「ときは、敷地の所有者）であって、次条」に、「市長が認定した者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定したものに改め、同条第3号中「確定額」を「，確定額」に改める。

第3条及び第4条第1項中「市長」を「管理者」に、「，同様」を「同様」に改める。

第5条及び第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「市長」を「管理者」に、「により分担金を」を「により分担金が」に改める。

第10条から第12条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(ひたちなか市公共下水道の構造及び維持管理に関する条例の一部改正)

- 9 ひたちなか市公共下水道の構造及び維持管理に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第1号イ中「排水渠」を「排水きよ」に改める。

(水戸・勝田都市計画ひたちなか市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 10 水戸・勝田都市計画ひたちなか市下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理

規程」に改める。

第3条、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条、第8条、第9条第1項並びに第10条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(ひたちなか市下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

- 1 1 ひたちなか市下水道事業受益者分担金条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条、第8条第1項並びに第9条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(ひたちなか市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

- 1 2 ひたちなか市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成6年条例第117号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひたちなか市上下水道事業管理者の給与等に関する条例

第1条中「ひたちなか市水道事業管理者」を「ひたちなか市上下水道事業管理者」に改める。

第3条第2項中「ひたちなか市水道企業職員の給与に関する規程（平成6年水道部規程第5号。以下「規程」という。）第38条」を「ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号。次条において「給与条例」という。）第15条第2項」に改める。

第4条中「ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第118号）の適用を受ける企業職員（以下「職員」という。）」を「給与条例の適用を受ける職員」に改める。

第5条中「ひたちなか市水道企業職員等の旅費に関する規程（平成6年水道部規程第6号）の規定」を「ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）の適用を受ける市長等の例」に改める。

(ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 1 3 ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第118号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひたちなか市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「水道企業職員」を「公営企業職員」に改める。

第 2 条第 1 項中「水道企業職員」を「公営企業職員」に改め、同条第 3 項中「特殊勤務手当」の次に「、災害派遣手当」を加える。

第 4 条中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第 6 条第 2 項中「ひたちなか市水道企業職員の給与に関する規程（平成 6 年水道部規程第 5 号）」を「企業管理規程」に改める。

第 7 条第 1 号中「本条」を「この条」に改める。

第 1 2 条中「水道部規程」を「企業管理規程」に改める。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（災害派遣手当）

第 1 6 条の 2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）

第 3 2 条に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。

第 2 2 条第 1 項中「水道企業職員」を「公営企業職員」に、「水道企業会計年度任用職員」を「公営企業会計年度任用職員」に改め、同条第 2 項中「水道企業会計年度任用職員」を「公営企業会計年度任用職員」に改める。

第 2 2 条の 2 中「水道企業職員」を「公営企業職員」に改める。

第 2 4 条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

（ひたちなか市職員の定年等に関する条例の一部改正）

1 4 ひたちなか市職員の定年等に関する条例（平成 6 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「ひたちなか市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

1 5 ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「ひたちなか市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（ひたちなか市職員定数条例の一部改正）

1 6 ひたちなか市職員定数条例（平成 6 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「7 8 3 人」を「7 6 6 人」に改め、同条第 6 号中「4 3 人」を「6 0 人」に改める。

第 4 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正)

- 17 ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例(平成6年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」の次に「(下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。))に係る市税外収入金にあつては、上下水道事業管理者。以下同じ。)」を加える。

(ひたちなか市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)

- 18 ひたちなか市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成20年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規則」の次に「(水道事業及び下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。))に係る長期継続契約にあつては、企業管理規程。以下同じ。)」を加える。

(ひたちなか市下水道条例の一部改正)

- 19 ひたちなか市下水道条例(平成6年条例第114号)の一部を次のように改正する。

第1条中「, 必要な」を「必要な」に改める。

第3条第5号中「第10条第1項各号の一」を「第10条第1項各号のいずれか」に改める。

第4条中「の各号」を削り、同条第3号中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第4号中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。))」に改める。

第5条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「ひたちなか市排水設備指定工事店規則(平成6年規則第127号)」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に、「指定し登録した」を「指定した」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1号中「同項の」を「, 同項の」に改め、同条第8号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改め、「及び大腸菌群数」を削る。

第12条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「法第12条の3，法第12条の4又は法第12条の7」を「第12条の3，第12条の4又は第12条の7」に改める。

第14条中「市長は」を「管理者は」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第16条第2項中「の方法によるほか，払込み」を「，払込み又は指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「必要」を「，必要」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第1号ただし書及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第18条第1項，第19条及び第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則」を「企業管理規程」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「管理者」に、「同様」を「，同様」に改める。

第23条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「法」を「，法」に改める。

第23条の2第1項中「第17条の3」を「第17条の2」に、「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第23条の3中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第23条の4第1項中「市長」を「管理者」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「耐蝕性」を「耐蝕性」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第23条の5中「市長は」を「管理者は」に改め、同条第1号中「「使用者」を「この章において「許可使用者」に、「市長」を「管理者」に、「責」を「責め」に、「当該使用者」を「当該許可使用者」に改め、同条第2号及び第3号中「使用者」を「許可使用者」に改める。

第23条の7第2項中「市長は，使用者」を「管理者は，許可使用者」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第23条の8中「市長」を「管理者」に改め、同条第1号中「使用者」を「許可使用者」に改め、同条第2号中「不正な手段」を「不正の手段」に改める。

第24条第1項ただし書及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に、「使用者」を「許可使用者」に改める。

第26条及び第27条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第28条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第29条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第9号中「申請書又は」を「申請書若しくは」に改める。

第30条中「不正な手段」を「不正の手段」に改める。

(ひたちなか市水道事業給水条例の一部改正)

20 ひたちなか市水道事業給水条例（平成6年条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例」を「ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第3条第2項」を「第3条第2項第1号」に改める。

第3条中「ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例」を「ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

第9条中「責」を「責め」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（次項においてこれらを「他の市町村長等」という。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加え、「設計審査」を「設計の審査」に、「工事検査」を「工事の検査」に改める。

第13条第2項中「水道メータ」を「メータ」に改める。

第17条第3項中「責」を「責め」に改める。

第20条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第23条第1項中「使用しては」を「，使用しては」に改め、同条第3項中「拒むことは」を「，拒むことは」に改める。

第34条第1項中「の方法によるほか、払込」を「，払込み又は指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付」に改める。

第35条第1項中「掲げる場合」の次に「の区分」を加える。

第36条第1項第2号中「設計審査（材料）」を「設計の審査（使用材料）」に改める。

別表第1中「5分と」を「, 5分と」に改める。

（ひたちなか市水道事業経営審議会条例の一部改正）

2 1 ひたちなか市水道事業経営審議会条例（平成25年条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひたちなか市上下水道事業経営審議会条例

第1条中「ひたちなか市水道事業」の次に「及び下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。第4条において同じ。）（以下「上下水道事業」という。）」を加え、「ひたちなか市水道事業経営審議会」を「ひたちなか市上下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「ひたちなか市水道事業管理者」を「ひたちなか市上下水道事業管理者」に改め、同条第3号中「定める」を「掲げる」に、「ひたちなか市水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第4条第2号中「水道」の次に「及び下水道」を加え、同条第3号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第6号中「定める」を「掲げる」に、「ひたちなか市水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「規程」を「企業管理規程」に改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「水道事業経営審議会委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改める。

（施行日前の行為等に関する経過措置）

2 3 付則第4項及び第6項に規定するもののほか、施行日前にそれぞれの条例の規定に基づき市長によりされた公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る処分その他の行為又はこの条例の施行の際現にそれぞれの条例の規定に基づき市長に対しされている公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る申請その他の行為は、この条例の施行後は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づき上下水道事業管理者によりされた処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対しされている申請その他の行為とみなす。

2 4 付則第4項及び第6項に規定するもののほか、施行日前にそれぞれの条例の規定に基づき水道事業管理者によりされた処分その他の行為又はこの条例の施行の際現にそれぞれの条例の規定に基づき水道事業管理者に対しされている申請そ

の他の行為は，この条例の施行後は，改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づき上下水道事業管理者によりされた処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対しされている申請その他の行為とみなす。

旧	新	備考												
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民生活部 保健福祉部 子ども部 経済環境部 建設部 都市整備部</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民生活部 保健福祉部 子ども部 経済環境部 都市建設部</p>													
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 772 324 810">部名</th> <th data-bbox="324 772 1061 810">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 810 324 1214">企画部</td> <td data-bbox="324 810 1061 1214"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書及び渉外に関すること。</li> <li>2 <u>広報及び広聴に関すること。</u></li> <li>3 市政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>4 特定地域の振興に関すること。</li> <li>5 企業誘致に関すること。</li> <li>6 公共交通に関すること。</li> <li>7 重要政策の推進に関すること。</li> <li>8 <u>統計に関すること。</u></li> <li>9 <u>情報政策に関すること。</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1214 324 1449">総務部</td> <td data-bbox="324 1214 1061 1449"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会及び市の行政一般に関すること。</li> <li>2 文書の管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>4 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>5 行財政改革に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	分掌事務	企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書及び渉外に関すること。</li> <li>2 <u>広報及び広聴に関すること。</u></li> <li>3 市政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>4 特定地域の振興に関すること。</li> <li>5 企業誘致に関すること。</li> <li>6 公共交通に関すること。</li> <li>7 重要政策の推進に関すること。</li> <li>8 <u>統計に関すること。</u></li> <li>9 <u>情報政策に関すること。</u></li> </ol>	総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会及び市の行政一般に関すること。</li> <li>2 文書の管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>4 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>5 行財政改革に関すること。</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 772 1285 810">部名</th> <th data-bbox="1285 772 2020 810">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 810 1285 1214">企画部</td> <td data-bbox="1285 810 2020 1214"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書及び渉外に関すること。</li> <li>2 市政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>3 特定地域の振興に関すること。</li> <li>4 企業誘致に関すること。</li> <li>5 公共交通に関すること。</li> <li>6 重要政策の推進に関すること。</li> <li>7 <u>広報及び広聴に関すること。</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1214 1285 1449">総務部</td> <td data-bbox="1285 1214 2020 1449"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会及び市の行政一般に関すること。</li> <li>2 文書の管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 <u>統計に関すること。</u></li> <li>4 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>5 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>6 行財政改革に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	分掌事務	企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書及び渉外に関すること。</li> <li>2 市政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>3 特定地域の振興に関すること。</li> <li>4 企業誘致に関すること。</li> <li>5 公共交通に関すること。</li> <li>6 重要政策の推進に関すること。</li> <li>7 <u>広報及び広聴に関すること。</u></li> </ol>	総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会及び市の行政一般に関すること。</li> <li>2 文書の管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 <u>統計に関すること。</u></li> <li>4 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>5 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>6 行財政改革に関すること。</li> </ol>	
部名	分掌事務													
企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書及び渉外に関すること。</li> <li>2 <u>広報及び広聴に関すること。</u></li> <li>3 市政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>4 特定地域の振興に関すること。</li> <li>5 企業誘致に関すること。</li> <li>6 公共交通に関すること。</li> <li>7 重要政策の推進に関すること。</li> <li>8 <u>統計に関すること。</u></li> <li>9 <u>情報政策に関すること。</u></li> </ol>													
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会及び市の行政一般に関すること。</li> <li>2 文書の管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>4 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>5 行財政改革に関すること。</li> </ol>													
部名	分掌事務													
企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書及び渉外に関すること。</li> <li>2 市政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>3 特定地域の振興に関すること。</li> <li>4 企業誘致に関すること。</li> <li>5 公共交通に関すること。</li> <li>6 重要政策の推進に関すること。</li> <li>7 <u>広報及び広聴に関すること。</u></li> </ol>													
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会及び市の行政一般に関すること。</li> <li>2 文書の管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>3 <u>統計に関すること。</u></li> <li>4 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>5 行政組織及び職員定数に関すること。</li> <li>6 行財政改革に関すること。</li> </ol>													

旧		新		備考
	<p>6 予算の編成及び財務に関すること。</p> <p>7 市有財産（他の所管に係る行政財産を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>8 契約に関すること。</p> <p>9 工事の検査に関すること。</p> <p>10 市税の賦課徴収に関すること。</p> <p>11 その他他の所管に属さないこと。</p>		<p>7 <u>デジタル化に関すること。</u></p> <p>8 予算の編成及び財務に関すること。</p> <p>9 市有財産（他の所管に係る行政財産を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>10 契約に関すること。</p> <p>11 工事の検査に関すること。</p> <p>12 市税の賦課徴収に関すること。</p> <p>13 その他他の所管に属さないこと。</p>	
市民生活部	<p>1 自治振興に関すること。</p> <p>2 市民活動に関すること。</p> <p>3 市民協働に関すること。</p> <p>4 男女共同参画に関すること。</p> <p>5 消費生活に関すること。</p> <p>6 危機管理及び防災に関すること。</p> <p>7 防犯及び交通安全に関すること。</p> <p>8 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>9 生涯学習に関すること（教育委員会事務局が所掌するものを除く。）。</p> <p>10 文化に関すること（文化財に関することを除く。）。</p> <p>11 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p>	市民生活部	<p>1 自治振興に関すること。</p> <p>2 市民活動に関すること。</p> <p>3 市民協働に関すること。</p> <p>4 <u>多文化共生に関すること。</u></p> <p>5 男女共同参画に関すること。</p> <p>6 消費生活に関すること。</p> <p>7 危機管理及び防災に関すること。</p> <p>8 防犯及び交通安全に関すること。</p> <p>9 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>10 生涯学習に関すること（教育委員会事務局が所掌するものを除く。）。</p> <p>11 文化に関すること（文化財に関することを除く。）。</p> <p>12 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p>	
略	略	略	略	
経済環境部	<p>1 農林水産業に関すること。</p> <p>2 <u>地籍調査に関すること。</u></p> <p>3 商工業に関すること。</p> <p>4 観光に関すること。</p> <p>5 環境政策に関すること。</p> <p>6 廃棄物対策及び環境衛生に関すること。</p>	経済環境部	<p>1 農林水産業に関すること。</p> <p>2 商工業に関すること。</p> <p>3 観光に関すること。</p> <p>4 環境政策に関すること。</p> <p>5 廃棄物対策及び環境衛生に関すること。</p>	
建設部	<p>1 <u>道路に関すること。</u></p> <p>2 <u>河川に関すること。</u></p> <p>3 <u>建築及び住宅に関すること。</u></p>	都市建設部	<p>1 <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>2 <u>公園に関すること。</u></p> <p>3 <u>緑化の推進及び緑の保全に関すること。</u></p>	

旧		新		備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 <u>市有地の取得及び契約に関すること。</u></li> <li>5 <u>下水道に関すること。</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 <u>建築指導に関すること。</u></li> <li>5 <u>開発行為の計画調整及び指導に関すること。</u></li> <li>6 <u>住宅に関すること。</u></li> <li>7 <u>道路に関すること。</u></li> <li>8 <u>市有地の取得及び契約に関すること。</u></li> <li>9 <u>地籍調査に関すること。</u></li> <li>10 <u>河川に関すること。</u></li> <li>11 <u>土地区画整理に関すること。</u></li> <li>12 <u>市街地再開発に関すること。</u></li> </ul>	
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>都市計画に関すること。</u></li> <li>2 <u>都市計画道路に関すること。</u></li> <li>3 <u>公園に関すること。</u></li> <li>4 <u>緑化の推進及び緑の保全に関すること。</u></li> <li>5 <u>建築指導に関すること。</u></li> <li>6 <u>開発行為の計画調整及び指導に関すること。</u></li> <li>7 <u>土地区画整理に関すること。</u></li> <li>8 <u>市街地再開発に関すること。</u></li> </ul>			
2 略		2 略		

旧	新	備考
<p><u>ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき本市が経営する水道事業について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(水道事業の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 <u>水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>給水区域は、ひたちなか市の区域内とする。</u></p> <p>3 <u>給水人口は、168,300人とする。</u></p> <p>4 <u>1日最大給水量は、83,000立方メートルとする。</u></p> <p>(組織)</p>	<p><u>ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき本市が経営する<u>水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）</u>（以下「<u>上下水道事業</u>」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p>(法の全部適用)</p> <p><u>第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 <u>上下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給水区域は、ひたちなか市の区域内とする。</u></p> <p>(2) <u>給水人口は、168,300人とする。</u></p> <p>(3) <u>1日最大給水量は、83,000立方メートルとする。</u></p> <p>3 <u>公共下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定める事業計画に基づき実施する。</u></p> <p>4 <u>農業集落排水事業は、別表に定めるところにより実施する。</u></p> <p>(組織)</p>	

旧	新	備考
<p>第4条 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道事業所</u>を置く。</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が、20,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）</p> <p>第7条 <u>水道事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの<u>寄付</u>又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が3,000,000円以上のものとする。</p> <p>（業務状況説明書の提出）</p> <p>第8条 管理者は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>作成する書類</u>においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>作成する書類</u>においては同日の属する事業年度</p>	<p>第4条 法第14条の規定に基づき、<u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道局</u>を置く。</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が、20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第7条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの<u>寄附</u>又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が3,000,000円以上のものとする。</p> <p>（業務状況説明書の提出）</p> <p>第8条 管理者は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>市長に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>提出する書類</u>においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>提出する書類</u>においては同日の属する事業年度の予算</p>	

旧	新	備考															
<p>の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成</u>することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを<u>作成</u>しなければならない。</p>	<p>の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出</u>することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを<u>提出</u>しなければならない。</p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 539 2033 821"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>位置</th> <th>処理対象区域</th> <th>計画人口</th> <th>1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西中根地区農業集落排水処理施設</td> <td>ひたちなか市大字中根地内</td> <td>ひたちなか市大字中根地内の一部</td> <td>350人</td> <td>115.5立方メートル</td> </tr> <tr> <td>東中根地区農業集落排水処理施設</td> <td>ひたちなか市大字中根地内</td> <td>ひたちなか市大字中根地内の一部</td> <td>740人</td> <td>244.2立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	処理対象区域	計画人口	1日最大汚水量	西中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	350人	115.5立方メートル	東中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	740人	244.2立方メートル	
施設の名称	位置	処理対象区域	計画人口	1日最大汚水量													
西中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	350人	115.5立方メートル													
東中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	740人	244.2立方メートル													

ひたちなか市情報公開条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 市長、<u>水道事業管理者</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 市長、<u>上下水道事業管理者</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。</p>	

ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、<u>水道事業管理者</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、<u>上下水道事業管理者</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。</p> <p>2 略</p>	

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 義務者 ひたちなか市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年条例第89号）第3条の規定により<u>市長</u>が認定した受益者をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排水設備の排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、100ミリメートル以上（一の敷地又は建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径にあっては、75ミリメートル以上）とすること。</p> <p>(4) 排水設備の排水管の勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、100分の2以上とすること。</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ<u>規則</u>で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して<u>市長</u>に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者が、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を<u>市長</u>に届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第9条 排水設備の工事を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 義務者 ひたちなか市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年条例第89号）第3条の規定により<u>上下水道事業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が認定した受益者をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排水設備の排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、100ミリメートル以上（一の敷地又は建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径にあっては、75ミリメートル以上）とすること。</p> <p>(4) 排水設備の排水管の勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、100分の2以上とすること。</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ<u>企業管理規程</u>で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して<u>管理者</u>に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者が、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第9条 排水設備の工事を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完</p>	

旧	新	備考
<p>了した日から7日以内に到達するようにその旨を<u>市長</u>に届け出て、その工事が第7条第1項の規定による<u>市長</u>の確認を受けた計画の内容に合致するものであることについて、検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の検査を行った場合において、その工事が確認した計画の内容に合致していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。</p> <p>(排水設備の検査及び処置)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、排水施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を随時検査し、義務者若しくは使用者に対して排水設備を改修し、又は適切な処置をとるよう指示することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(供用の開始)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、排水施設のしゅん工期日及び排水設備の接続に要する期間を勘案して、排水施設供用開始期日を定め、これを公告するものとする。</p> <p>2 義務者又は使用者は、前項の公告による供用開始の期日までに排水施設に排水設備の接続を完了しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第17条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 使用料は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、隔月徴収をすることができる。</p>	<p>了した日から7日以内に到達するようにその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が第7条第1項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けた計画の内容に合致するものであることについて、検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の検査を行った場合において、その工事が確認した計画の内容に合致していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。</p> <p>(排水設備の検査及び処置)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、排水施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を随時検査し、義務者若しくは使用者に対して排水設備を改修し、又は適切な処置をとるよう指示することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(供用の開始)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、排水施設のしゅん工期日及び排水設備の接続に要する期間を勘案して、排水施設供用開始期日を定め、これを公告するものとする。</p> <p>2 義務者又は使用者は、前項の公告による供用開始の期日までに排水施設に排水設備の接続を完了しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第17条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 使用料は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要があると認めるときは、隔月徴収をすることができる。</p>	

旧	新	備考
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第19条 <u>市長</u>は、使用者が使用料を<u>規則</u>で定める期限までに納入しない場合は、ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例（平成6年条例第47号）の規定により延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人数割による使用人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所等 日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」を準用し、算定する方法。ただし、当該事業所等の態様、使用状況及び公益性を勘案し、<u>市長</u>が必要と認めるときは、算定した使用人員に補正を加えることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第21条 <u>市長</u>は、第7条及び第9条に規定する確認又は検査を受ける者から別表第3に定める手数料を徴収する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第22条 <u>市長</u>は、特別な理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。</p> <p>(管理組合の設置)</p> <p>第23条 <u>市長</u>は、排水施設の効率的な管理及び運営を図るため別表第4に定める処理対象区域内における管理組合を設置して、次に掲げる業務を委託することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が管理上必要と認める事項</p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第19条 <u>管理者</u>は、使用者が使用料を<u>企業管理規程</u>で定める期限までに納入しない場合は、ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例（平成6年条例第47号）の規定により延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人数割による使用人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所等 日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」を準用し、算定する方法。ただし、当該事業所等の態様、使用状況及び公益性を勘案し、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、算定した使用人員に補正を加えることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第21条 <u>管理者</u>は、第7条及び第9条に規定する確認又は検査を受ける者から別表第3に定める手数料を徴収する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第22条 <u>管理者</u>は、特別な理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。</p> <p>(管理組合の設置)</p> <p>第23条 <u>管理者</u>は、排水施設の効率的な管理及び運営を図るため別表第4に定める処理対象区域内における管理組合を設置して、次に掲げる業務を委託することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が管理上必要と認める事項</p>	

旧	新	備考
<p>(代理人等)</p> <p>第24条 義務者が市内に居住しないときは、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 排水設備を共有する者又は共同で使用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代理人を定め<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(排水施設付近での掘削)</p> <p>第25条 排水施設の付近において、掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の工事を行う者に対し、排水施設の機能及び構造を保全するために必要な限度において、必要な措置を指示することができる。</p> <p>(公共ますの増設)</p> <p>第27条 公共ますの増設を必要とする場合は、<u>市長</u>に公共ます増設の申請をするものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があった場合はこれを審査し、公共ます増設の承諾をするものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に係る書類又は第9条第1項若しくは第17条の規定による届出に係る書類に不実の記載をして提出した者</p>	<p>(代理人等)</p> <p>第24条 義務者が市内に居住しないときは、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 排水設備を共有する者又は共同で使用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代理人を定め<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(排水施設付近での掘削)</p> <p>第25条 排水施設の付近において、掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の工事を行う者に対し、排水施設の機能及び構造を保全するために必要な限度において、必要な措置を指示することができる。</p> <p>(公共ますの増設)</p> <p>第27条 公共ますの増設を必要とする場合は、<u>管理者</u>に公共ます増設の申請をするものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の申請があった場合はこれを審査し、公共ます増設の承諾をするものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>企業管理規程</u>で定める。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に係る書類又は第9条第1項若しくは第17条の規定による届出に係る書類に不実の記載をして提出した者</p>	

旧	新	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益者 次号に規定する処理区域の建築物の所有者（建築物の所有者と当該敷地の所有者が異なる場合において、相互の協議が成立した場合は敷地の所有者）で、<u>第3条の規定により市長が認定した者</u>をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業費の総額 事業に要する費用の総額（事務費を除く。）の予定額（ただし、事業完了後においては確定額）をいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(受益者の認定)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、事業を施行しようとするときは、当該事業により利益を受ける者について調査し、受益者の認定をするものとする。事業の着手後における受益者の認定においても、また<u>同様</u>とする。</p> <p>(事業の公告)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、事業の施行を決定したときは、当該事業の名称、処理区域、事業費の総額、工事費の総額、分担金の総額及び分担金を定め、これを公告しなければならない。これらを変更する場合も、また<u>同様</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(各年度分担金の徴収)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条第2項の規定により各年度分担金を定めた場合において、受益者ごとの各年度分担金を決定したときは、当該各年度分担金の額、納期その他必要な事項を受益者に通知し、徴収しなければならない。</p> <p>(各年度分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、受益者が災害その他の理由により各年度分担金を納付することが困難であると認めるときは、当該各年度分担金の徴収を猶予することが</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益者 次号に規定する処理区域の建築物の所有者（建築物の所有者と当該敷地の所有者が異なる場合において、相互の協議が成立したときは、敷地の所有者）であつて、<u>次条の規定により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定したものをいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業費の総額 事業に要する費用の総額（事務費を除く。）の予定額（ただし、事業完了後においては、<u>確定額</u>）をいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(受益者の認定)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、事業を施行しようとするときは、当該事業により利益を受ける者について調査し、受益者の認定をするものとする。事業の着手後における受益者の認定においても、また同様とする。</p> <p>(事業の公告)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、事業の施行を決定したときは、当該事業の名称、処理区域、事業費の総額、工事費の総額、分担金の総額及び分担金を定め、これを公告しなければならない。これらを変更する場合も、また同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(各年度分担金の徴収)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、前条第2項の規定により各年度分担金を定めた場合において、受益者ごとの各年度分担金を決定したときは、当該各年度分担金の額、納期その他必要な事項を受益者に通知し、徴収しなければならない。</p> <p>(各年度分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、受益者が災害その他の理由により各年度分担金を納付することが困難であると認めるときは、当該各年度分担金の徴収を猶予すること</p>	

旧	新	備考
<p>できる。</p> <p>(各年度分担金の減免)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、受益者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、各年度分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(事業の確定)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、事業が完了したときは、当該事業の完了した日の翌日から起算して60日以内に、確定した事業費の総額、工事費の総額、分担金の総額及び分担金を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(分担金の清算)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、前条の規定により分担金を確定した場合において、確定した分担金と確定前の分担金との間に差額が生じたときは、当該差額に相当する分担金を受益者から徴収し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第10条 第3条の規定による認定後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の権利及び義務を承継する。ただし、当該変更の届出の日前に納期の到来している各年度分担金については、従前の受益者が納付しなければならない。</p> <p>(事業完了後の受益者の分担金)</p> <p>第11条 事業の完了の後に、第3条後段の規定により認定を受けて受益者となる者は、第8条の規定により定められた分担金に相当する金額を、<u>市長</u>の通知する納期までに納入しなければならない。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、第5条又は前条の納期までに分担金を納入しない者があるときは、水戸・勝田都市計画ひたちなか市下水道事業受益者負担に関する条</p>	<p>ができる。</p> <p>(各年度分担金の減免)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、受益者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、各年度分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(事業の確定)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、事業が完了したときは、当該事業の完了した日の翌日から起算して60日以内に、確定した事業費の総額、工事費の総額、分担金の総額及び分担金を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(分担金の清算)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、前条の規定により分担金を確定した場合において、確定した分担金と確定前の分担金との間に差額が生じたときは、当該差額に相当する分担金を受益者から徴収し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第10条 第3条の規定による認定後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の権利及び義務を承継する。ただし、当該変更の届出の日前に納期の到来している各年度分担金については、従前の受益者が納付しなければならない。</p> <p>(事業完了後の受益者の分担金)</p> <p>第11条 事業の完了の後に、第3条後段の規定により認定を受けて受益者となる者は、第8条の規定により定められた分担金に相当する金額を、<u>管理者</u>の通知する納期までに納入しなければならない。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 <u>管理者</u>は、第5条又は前条の納期までに分担金を納入しない者があるときは、水戸・勝田都市計画ひたちなか市下水道事業受益者負担に関する</p>	

旧	新	備考
<p>例（平成6年条例第115号）第10条の規定を準用する。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>条例（平成6年条例第115号）第10条の規定を準用する。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、<u>企業管理規程</u>で定める。</p>	

ひたちなか市公共下水道の構造及び維持管理に関する条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新	備考
<p>(公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準)</p> <p>第3条 法第7条第2項及び第21条第2項に規定する公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準は、次に掲げる事項について、<u>規則</u>で定める。この場合において、当該基準は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するものでなければならない。</p> <p>(1) 排水施設（かんがい排水施設を除く。）</p> <p>ア 排水管</p> <p>イ <u>排水渠</u><sup>きよ</sup></p> <p>ウ ア及びイ以外の下水を排除するために設けられる施設</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準)</p> <p>第3条 法第7条第2項及び第21条第2項に規定する公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準は、次に掲げる事項について、<u>企業管理規程</u>で定める。この場合において、当該基準は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するものでなければならない。</p> <p>(1) 排水施設（かんがい排水施設を除く。）</p> <p>ア 排水管</p> <p>イ <u>排水きよ</u></p> <p>ウ ア及びイ以外の下水を排除するために設けられる施設</p> <p>(2)～(4) 略</p>	

旧	新	備考
<p>(受益者)</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、事業により築造される公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域をいう。以下同じ。）内に存する土地（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の施行に係る土地で仮換地の指定が行われていないものにあつては、負担金の賦課の必要があると認められる土地に限る。）の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地にあつては、当該土地の所有者及び地上権等を有する者のうちから、これらの者が協議して指定する者がいるときは、その者。以下「所有者等」という。）で適当と認めるものを、負担金の徴収を受ける受益者（以下「受益者」という。）として認定するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、処理区域内における土地区画整理事業の施行に係る土地が仮換地の指定を受け、かつ、当該仮換地の使用又は収益をすることができる場合その他の<u>規則</u>で定める場合には、当該土地について換地処分が行われたものとみなして、当該土地の所有者等で適当と認めるものを受益者として認定するものとする。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、処理区域を土地の状況、事業の実施状況等に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、負担金を賦課しようとするときは、当該年度の前年度の末日までに負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 <u>上下水道事業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、事業により築造される公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域をいう。以下同じ。）内に存する土地（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の施行に係る土地で仮換地の指定が行われていないものにあつては、負担金の賦課の必要があると認められる土地に限る。）の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地にあつては、当該土地の所有者及び地上権等を有する者のうちから、これらの者が協議して指定する者がいるときは、その者。以下「所有者等」という。）で適当と認めるものを、負担金の徴収を受ける受益者（以下「受益者」という。）として認定するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、処理区域内における土地区画整理事業の施行に係る土地が仮換地の指定を受け、かつ、当該仮換地の使用又は収益をすることができる場合その他の<u>企業管理規程</u>で定める場合には、当該土地について換地処分が行われたものとみなして、当該土地の所有者等で適当と認めるものを受益者として認定するものとする。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、処理区域を土地の状況、事業の実施状況等に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、負担金を賦課しようとするときは、当該年度の前年度の末日までに負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p>	

旧	新	備考
<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により負担金の賦課を決定したときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、第6条第1項の規定により負担金を賦課された土地の所有者等の変更が生じ、次に掲げる方法により当該変更を確認した場合において、受益者の変更を必要と認めるときは、新たに受益者を認定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、第6条第2項の納付期日までに負担金を納付しない者がある場合においては、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年7.3パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する</p>	<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担金の賦課を決定したときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、第6条第1項の規定により負担金を賦課された土地の所有者等の変更が生じ、次に掲げる方法により当該変更を確認した場合において、受益者の変更を必要と認めるときは、新たに受益者を認定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、第6条第2項の納付期日までに負担金を納付しない者がある場合においては、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年7.3パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過す</p>	

旧	新	備考
<p>日までの期間については、年3.65パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>る日までの期間については、年3.65パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>企業管理規程</u>で定める。</p>	

旧	新	備考
<p>(受益者)</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、事業により築造される公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域をいう。）内に存する土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地にあっては、当該土地の所有者及び地上権等を有する者のうちから、これらの者が協議して指定する者がいるときは、その者。以下「所有者等」という。）で適当と認めるものを、分担金の徴収を受ける受益者（以下「受益者」という。）として認定するものとする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、分担金を賦課しようとするときは、当該年度の前年度の末日までに分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により分担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免するこ</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 <u>上下水道事業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、事業により築造される公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域をいう。）内に存する土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地にあっては、当該土地の所有者及び地上権等を有する者のうちから、これらの者が協議して指定する者がいるときは、その者。以下「所有者等」という。）で適当と認めるものを、分担金の徴収を受ける受益者（以下「受益者」という。）として認定するものとする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、分担金を賦課しようとするときは、当該年度の前年度の末日までに分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により分担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免する</p>	

旧	新	備考
<p>とができる。  (1)～(6) 略</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項の規定により分担金を賦課された土地の所有者等の変更が生じ、次に掲げる方法により当該変更を確認した場合において、受益者の変更を必要と認めるときは、新たに受益者を認定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 市長は、第5条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者がある場合においては、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年3.65パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>とができる。  (1)～(6) 略</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第8条 管理者は、第5条第1項の規定により分担金を賦課された土地の所有者等の変更が生じ、次に掲げる方法により当該変更を確認した場合において、受益者の変更を必要と認めるときは、新たに受益者を認定するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 管理者は、第5条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者がある場合においては、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年3.65パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>企業管理規程</u>で定める。</p>	

ひたちなか市水道事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（付則第12項関係）

旧	新	備考
<p data-bbox="210 213 824 244"><u>ひたちなか市水道事業管理者の給与等に関する条例</u></p> <p data-bbox="170 333 241 363">（趣旨）</p> <p data-bbox="127 373 1075 483">第1条 この条例は、<u>ひたちなか市水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の給料その他の給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="170 533 241 563">（給与）</p> <p data-bbox="127 572 259 603">第2条 略</p> <p data-bbox="127 612 259 643">第3条 略</p> <p data-bbox="127 652 1075 762">2 通勤手当の支給額は、<u>ひたちなか市水道企業職員の給与に関する規程（平成6年水道部規程第5号。以下「規程」という。）</u>第38条の規定を準用して算出された額とする。</p> <p data-bbox="127 772 210 802">3 略</p> <p data-bbox="170 852 322 882">（給与の支給）</p> <p data-bbox="127 892 1075 1034">第4条 管理者の給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、<u>ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第118号）の適用を受ける企業職員（以下「職員」という。）</u>の例によるものとする。</p> <p data-bbox="170 1091 241 1121">（旅費）</p> <p data-bbox="127 1131 1075 1201">第5条 管理者の旅費の額及び支給方法は、<u>ひたちなか市水道企業職員等の旅費に関する規程（平成6年水道部規程第6号）</u>の規定による。</p>	<p data-bbox="1173 213 1839 244"><u>ひたちなか市上下水道事業管理者の給与等に関する条例</u></p> <p data-bbox="1133 333 1205 363">（趣旨）</p> <p data-bbox="1090 373 2038 483">第1条 この条例は、<u>ひたちなか市上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の給料その他の給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1133 533 1205 563">（給与）</p> <p data-bbox="1090 572 1223 603">第2条 略</p> <p data-bbox="1090 612 1223 643">第3条 略</p> <p data-bbox="1090 652 2038 762">2 通勤手当の支給額は、<u>ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号。次条において「給与条例」という。）</u>第15条第2項の規定を準用して算出された額とする。</p> <p data-bbox="1090 772 1173 802">3 略</p> <p data-bbox="1133 852 1285 882">（給与の支給）</p> <p data-bbox="1090 892 2038 962">第4条 管理者の給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、<u>給与条例の適用を受ける職員の例</u>による。</p> <p data-bbox="1133 1091 1205 1121">（旅費）</p> <p data-bbox="1090 1131 2038 1201">第5条 管理者の旅費の額及び支給方法は、<u>ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）</u>の適用を受ける市長等の例による。</p>	

旧	新	備考
<p data-bbox="210 213 958 244"><u>ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p data-bbox="170 333 376 363">（この条例の目的）</p> <p data-bbox="125 371 1077 483">第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づいて、<u>水道企業職員</u>の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="170 533 322 563">（給与の種類）</p> <p data-bbox="125 571 1077 683">第2条 <u>水道企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p data-bbox="125 695 210 726">2 略</p> <p data-bbox="125 734 1077 882">3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p data-bbox="170 932 322 962">（管理職手当）</p> <p data-bbox="125 970 1077 1042">第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき<u>管理者</u>が指定するものについて支給する。</p> <p data-bbox="170 1131 300 1161">（住居手当）</p> <p data-bbox="125 1169 255 1200">第6条 略</p> <p data-bbox="125 1208 1077 1319">2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、<u>ひたちなか市水道企業職員の給与に関する規程（平成6年水道部規程第5号）</u>で定める。</p> <p data-bbox="170 1369 300 1399">（通勤手当）</p> <p data-bbox="125 1407 725 1437">第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p data-bbox="1167 213 1915 244"><u>ひたちなか市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p data-bbox="1126 333 1205 363">（目的）</p> <p data-bbox="1086 371 2038 483">第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づいて、<u>公営企業職員</u>の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1126 533 1279 563">（給与の種類）</p> <p data-bbox="1086 571 2038 683">第2条 <u>公営企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p data-bbox="1086 695 1171 726">2 略</p> <p data-bbox="1086 734 2038 882">3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、<u>災害派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p data-bbox="1126 932 1279 962">（管理職手当）</p> <p data-bbox="1086 970 2038 1082">第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき<u>上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u>が指定するものについて支給する。</p> <p data-bbox="1126 1131 1256 1161">（住居手当）</p> <p data-bbox="1086 1169 1216 1200">第6条 略</p> <p data-bbox="1086 1208 2038 1279">2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、<u>企業管理規程</u>で定める。</p> <p data-bbox="1126 1369 1256 1399">（通勤手当）</p> <p data-bbox="1086 1407 1686 1437">第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	

旧	新	備考
<p>(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下<u>本条</u>において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下<u>本条</u>において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として<u>水道部規程</u>で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 <u>水道企業職員</u>で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年</p>	<p>(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下<u>この条</u>において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下<u>この条</u>において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として<u>企業管理規程</u>で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(災害派遣手当)</u></p> <p><u>第16条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 <u>公営企業職員</u>で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年</p>	

旧	新	備考
<p>度任用職員（以下「<u>水道企業会計年度任用職員</u>」という。）であるものの給与の種類は、ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号。以下「<u>会計年度任用職員給与条例</u>」という。）第2条第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員の給与の例による。</p> <p>2 <u>水道企業会計年度任用職員</u>の給与の基準は、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の給与を基準とし、その職務の特殊性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。</p> <p>（臨時的任用職員の給与）</p> <p>第22条の2 <u>水道企業職員</u>で地方公務員法第22条の3第4項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号又はひたちなか市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第2号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用されるものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>（委任）</p> <p>第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に<u>規則</u>で定める。</p>	<p>度任用職員（以下「<u>公営企業会計年度任用職員</u>」という。）であるものの給与の種類は、ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号。以下「<u>会計年度任用職員給与条例</u>」という。）第2条第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員の給与の例による。</p> <p>2 <u>公営企業会計年度任用職員</u>の給与の基準は、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の給与を基準とし、その職務の特殊性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。</p> <p>（臨時的任用職員の給与）</p> <p>第22条の2 <u>公営企業職員</u>で地方公務員法第22条の3第4項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号又はひたちなか市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第2号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用されるものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>（委任）</p> <p>第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に<u>企業管理規程</u>で定める。</p>	

ひたちなか市職員の定年等に関する条例新旧対照表（付則第14項関係）

旧	新	備考
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（平成6年条例第118号）第4条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の占める職</p> <p>(3) 略</p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ひたちなか市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（平成6年条例第118号）第4条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の占める職</p> <p>(3) 略</p>	

ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（付則第15項関係）

旧	新	備考
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2 休職者の給与は、ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）、ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）、ひたちなか市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第37号）及び<u>ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（平成6年条例第118号）の定めるところによる。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2 休職者の給与は、ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）、ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）、ひたちなか市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第37号）及び<u>ひたちなか市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（平成6年条例第118号）の定めるところによる。</p>	

ひたちなか市職員定数条例新旧対照表（付則第16項関係）

旧	新	備考
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 <u>783</u>人</p> <p>(2) 議会事務部局の職員 10人</p> <p>(3) 教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 132人</p> <p>(4) 農業委員会事務部局の職員 6人</p> <p>(5) 監査委員事務部局の職員 6人</p> <p>(6) 公営企業の職員 <u>43</u>人</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第4条 第2条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、第1号は市長、第2号は議長、第3号は教育委員会、第4号は農業委員会、第5号は代表監査委員、第6号は<u>水道事業管理者</u>が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 <u>766</u>人</p> <p>(2) 議会事務部局の職員 10人</p> <p>(3) 教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 132人</p> <p>(4) 農業委員会事務部局の職員 6人</p> <p>(5) 監査委員事務部局の職員 6人</p> <p>(6) 公営企業の職員 <u>60</u>人</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第4条 第2条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、第1号は市長、第2号は議長、第3号は教育委員会、第4号は農業委員会、第5号は代表監査委員、第6号は<u>上下水道事業管理者</u>が定める。</p>	

ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例新旧対照表（付則第17項関係）

旧	新	備考
<p>(督促)</p> <p>第2条 市長は、市税外収入金を納期限までに完納しない者に対しては、納期限後20日以内に期限を指定して、督促状を発しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(督促)</p> <p>第2条 市長 <u>(下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。))に係る市税外収入金</u>にあつては、<u>上下水道事業管理者。以下同じ。</u>)は、市税外収入金を納期限までに完納しない者に対しては、納期限後20日以内に期限を指定して、督促状を発しなければならない。</p> <p>2 略</p>	

ひたちなか市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例新旧対照表（付則第18項関係）

旧	新	備考
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、規則で定めるもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、規則<u>(水道事業及び下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。))に係る長期継続契約にあつては、企業管理規程。以下同じ。)</u>で定めるもの</p> <p>(2) 略</p>	

ひたちなか市下水道条例新旧対照表（付則第19項関係）

No. 1

旧	新	備考				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、公共下水道の設置、管理及び使用について、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 義務者 法第10条第1項各号の<u>一</u>に該当する者をいう。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、<u>次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所へ<u>規則</u>で定める工事の実施方法により固着させること。</p> <p>(4) 排水設備の排水管の内径及びこう配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き次の表の定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、それぞれの区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものにする。ただし、一の敷地又は建築物から排除される下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管</p> <table border="1" data-bbox="152 1289 1070 1331"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>汚水のみを排除する排水管</p> <table border="1" data-bbox="152 1369 1070 1410"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、公共下水道の設置、管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 義務者 法第10条第1項各号の<u>いずれかに</u>該当する者をいう。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所へ<u>企業管理規程</u>で定める工事の実施方法により固着させること。</p> <p>(4) 排水設備の排水管の内径及びこう配は、<u>上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u>が特別の理由があると認めた場合を除き次の表の定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、それぞれの区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものにする。ただし、一の敷地又は建築物から排除される下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管</p> <table border="1" data-bbox="1115 1289 2033 1331"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>汚水のみを排除する排水管</p> <table border="1" data-bbox="1115 1369 2033 1410"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	
略						
略						
略						
略						

旧	新	備考
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又はこれに接続する除害施設又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を<u>市長</u>に届け出ることをもって足りる。</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、<u>ひたちなか市排水設備指定工事店規則（平成6年規則第127号）</u>で定めるところにより、<u>市長</u>が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして<u>指定し登録した者</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、<u>規則</u>で定めるところにより、検査済証を交付する。</p> <p>(排水設備等の工事の指示)</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又はこれに接続する除害施設又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって足りる。</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、<u>管理者</u>が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして<u>指定した者</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、検査済証を交付する。</p> <p>(排水設備等の工事の指示)</p>	

旧	新	備考
<p>第8条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、義務者又は使用者に対して排水設備等工事の改修又は適切な処置をとるよう指示することができる。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質（ただし、当該下水を処理する終末処理場がダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第15号に該当しない場合は同項のダイオキシン類を除く。）それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもの水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年茨城県条例第11号）により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>(除害施設の管理責任者の選任等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定により、除害施設管理責任者を選任したときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p>	<p>第8条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、義務者又は使用者に対して排水設備等工事の改修又は適切な処置をとるよう指示することができる。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質（ただし、当該下水を処理する終末処理場がダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第15号に該当しない場合は、<u>同項のダイオキシン類</u>を除く。）それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもの水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年茨城県条例第11号）により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、<u>当該公共下水道が接続する流域下水道</u>）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>(除害施設の管理責任者の選任等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定により、除害施設管理責任者を選任したときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p>	

旧	新	備考
<p>第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 法第11条の2、<u>法</u>第12条の3、<u>法</u>第12条の4又は<u>法</u>第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、公共下水道への排除が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の使用料は、口座振替の方法によるほか、払込みの方法により隔月に徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、土木建築等に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他<u>市長</u>が必要が</p>	<p>第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第14条 <u>管理者</u>は、公共下水道への排除が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の使用料は、口座振替、払込み又は<u>指定納付受託者</u>(<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。</u>)による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、土木建築等に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他<u>管理者</u>が</p>	

旧	新	備考
<p>あると認めたとときに行う。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、隔月の定例日(使用料算定基準日としてあらかじめ<u>市長</u>が定めた日をいう。)現在において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した汚水量を各月均等とみなして算定して得られた額に1.10を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、月ごとに使用料を算定することができる。</p> <p>3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に<u>市長</u>に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(徴収事務等の委託)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、下水道使用料の徴収その他関係事務を公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社に委託する。</p> <p>2 略</p> <p>(資料の提出)</p>	<p>必要があると認めたとときに行う。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、隔月の定例日(使用料算定基準日としてあらかじめ<u>管理者</u>が定めた日をいう。)現在において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した汚水量を各月均等とみなして算定して得られた額に1.10を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月ごとに使用料を算定することができる。</p> <p>3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に<u>管理者</u>に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(徴収事務等の委託)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、下水道使用料の徴収その他関係事務を公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社に委託する。</p> <p>2 略</p> <p>(資料の提出)</p>	

旧	新	備考
<p>第19条 <u>市長</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第20条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(占用)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「<u>占用物件</u>」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書を提出して、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、<u>占用物件</u>の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって<u>占用</u>の許可とみなす。</p> <p>2 略</p> <p>(暗きよの使用に係る調査)</p> <p>第23条の2 公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分(以下単に「<u>暗きよ</u>」という。)に電線又は令第17条の3に規定する物件(以下「<u>電線等</u>」という。)を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、当該暗きよについての使用の可能性を確認する調査(以下単に「<u>調査</u>」という。)を<u>市長</u>に申請しなければならない。</p>	<p>第19条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第20条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(占用)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「<u>占用物件</u>」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、申請書を提出して、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、<u>占用物件</u>の設置については、<u>法</u>第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって<u>占用</u>の許可とみなす。</p> <p>2 略</p> <p>(暗きよの使用に係る調査)</p> <p>第23条の2 公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分(以下単に「<u>暗きよ</u>」という。)に電線又は令第17条の2に規定する物件(以下「<u>電線等</u>」という。)を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、当該暗きよについての使用の可能性を確認する調査(以下単に「<u>調査</u>」という。)を<u>管理者</u>に申請しなければならない。</p>	

旧	新	備考
<p>2 <u>市長</u>は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。</p> <p>(暗きよの使用)</p> <p>第23条の3 <u>暗きよ</u>に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書を提出して、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(暗きよの使用に係る許可の基準)</p> <p>第23条の4 <u>市長</u>は、前条の申請があった場合において、暗きよについて使用の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が次に掲げる基準の<u>すべて</u>に適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、申請者による使用の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>4 <u>市長</u>は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>5 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けた者から、別表第2に定める暗きよの使用に係る使用料を徴収する。ただし、国が行う事業に係る電線等については、この限りでない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第23条の5 <u>市長</u>は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる</p>	<p>2 <u>管理者</u>は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。</p> <p>(暗きよの使用)</p> <p>第23条の3 <u>暗きよ</u>に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、申請書を提出して、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(暗きよの使用に係る許可の基準)</p> <p>第23条の4 <u>管理者</u>は、前条の申請があった場合において、暗きよについて使用の申請をしようとする者（以下<u>この章</u>において「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が次に掲げる基準の<u>全て</u>に適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐<sup>しよ</sup>蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、申請者による使用の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>5 <u>管理者</u>は、第1項の許可を受けた者から、別表第2に定める暗きよの使用に係る使用料を徴収する。ただし、国が行う事業に係る電線等については、この限りでない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第23条の5 <u>管理者</u>は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げ</p>	

旧	新	備考
<p>事項について、許可する際の条件に定めるものとする。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、<u>市長</u>に対して自己の責に帰すべき事由により暗きよの使用の中止を求める場合には、当該<u>使用者</u>の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(2) <u>使用者</u>は、暗きよの使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該<u>使用者</u>の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(3) <u>使用者</u>は、使用の許可が取り消された場合には、当該<u>使用者</u>の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>（使用期間等）</p> <p>第23条の7 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、<u>使用者</u>が使用の期間を満了する前に、引き続き暗きよに電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第23条の4第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、<u>市長</u>が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>（使用の許可の取消し）</p> <p>第23条の8 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第23条の4第1項の許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。</p> <p>(1) <u>使用者</u>が許可の条件に違反した場合</p> <p>(2) 偽り<u>その他不正な手段</u>により許可を受けた場合</p> <p>(3) 略</p> <p>（原状回復）</p> <p>第24条 第23条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原</p>	<p>る事項について、許可する際の条件に定めるものとする。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた者（以下<u>この章</u>において「<u>許可使用者</u>」という。）は、<u>管理者</u>に対して自己の責めに帰すべき事由により暗きよの使用の中止を求める場合には、当該<u>許可使用者</u>の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(2) <u>許可使用者</u>は、暗きよの使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該<u>許可使用者</u>の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(3) <u>許可使用者</u>は、使用の許可が取り消された場合には、当該<u>許可使用者</u>の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>（使用期間等）</p> <p>第23条の7 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、<u>許可使用者</u>が使用の期間を満了する前に、引き続き暗きよに電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第23条の4第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、<u>管理者</u>が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>（使用の許可の取消し）</p> <p>第23条の8 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第23条の4第1項の許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。</p> <p>(1) <u>許可使用者</u>が許可の条件に違反した場合</p> <p>(2) 偽り<u>その他不正の手段</u>により許可を受けた場合</p> <p>(3) 略</p> <p>（原状回復）</p> <p>第24条 第23条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原</p>	

旧	新	備考
<p>状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、第23条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、使用期間が満了したとき、又は<u>使用者</u>が暗きょを使用する必要がなくなったときは、当該<u>使用者</u>に対して、第23条の5の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。</p> <p>4 <u>市長</u>は、第23条の5の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は<u>使用者</u>が暗きょを使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不相当であると認めるときは、<u>使用者</u>に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第26条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は手数料を減免することができる。</p> <p>(区域外下水の排除)</p> <p>第27条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1万円以下の過料に処する。  (1)～(8) 略  (9) 第5条第1項若しくは第21条の規定による申請書又は<u>図書</u>、第5条第2項本文、第13条若しくは第15条第1項本文の規定による届</p>	<p>状に回復しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、第23条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、使用期間が満了したとき、又は<u>許可使用者</u>が暗きょを使用する必要がなくなったときは、当該<u>許可使用者</u>に対して、第23条の5の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、第23条の5の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は<u>許可使用者</u>が暗きょを使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不相当であると認めるときは、<u>許可使用者</u>に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第26条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は手数料を減免することができる。</p> <p>(区域外下水の排除)</p> <p>第27条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>企業管理規程</u>で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、1万円以下の過料に処する。  (1)～(8) 略  (9) 第5条第1項若しくは第21条の規定による申請書若しくは<u>図書</u>、第5条第2項本文、第13条若しくは第15条第1項本文の規定によ</p>	

旧	新	備考
<p>出書，第17条第3項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者，届出者，申告者又は資料の提出者</p> <p>第30条 偽り<u>その他不正な手段</u>により使用料，手数料又は占用料の徴収を免れた者は，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは，5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第31条 略</p>	<p>る届出書，第17条第3項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者，届出者，申告者又は資料の提出者</p> <p>第30条 偽り<u>その他不正の手段</u>により使用料，手数料又は占用料の徴収を免れた者は，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは，5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第31条 略</p>	

旧	新	備考
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 給水区域は、<u>ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例</u>（平成6年条例第116号）<u>第3条第2項</u>に定めるところによる。</p> <p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者（<u>ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例</u>第4条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(同居人等の行為に対する責任)</p> <p>第9条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第12条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により工事を施行する場合には、あらかじめ管理者の<u>設計審査</u>（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の<u>工事検査</u>を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 給水区域は、<u>ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成6年条例第116号）<u>第3条第2項第1号</u>に定めるところによる。</p> <p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者（<u>ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>第4条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(同居人等の行為に対する責任)</p> <p>第9条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める<u>責め</u>を負わなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第12条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（次項においてこれらを「他の市町村長等」という。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 指定給水装置工事事業者<u>又は他の市町村長等</u>は、前項の規定により工事を施行する場合には、あらかじめ管理者の<u>設計の審査</u>（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の<u>工事の検査</u>を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p>	

旧	新	備考
<p>第13条 略</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。</p> <p>(メータの機能保護)</p> <p>第20条 使用者等は、メータの検針、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物若しくは物件をその設置場所に設け、又は置いてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第23条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか使用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 火災又は非常の場合における私設消火栓の使用は、何人も拒むことはできない。</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第34条 料金は、口座振替の方法によるほか、払込の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(加入金)</p> <p>第35条 給水装置（私設消火栓を除く。）の新設又は改造（量水器の口径を</p>	<p>第13条 略</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメータまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(メータの機能保護)</p> <p>第20条 使用者等は、メータの検針、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件をその設置場所に設け、又は置いてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第23条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、<u>使用してはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 火災又は非常の場合における私設消火栓の使用は、何人も、<u>拒むことはできない。</u></p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第34条 料金は、口座振替、<u>払込み又は指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(加入金)</p> <p>第35条 給水装置（私設消火栓を除く。）の新設又は改造（量水器の口径を</p>	

旧	新	備考																																								
<p>増す場合に限る。以下この条において同じ。) をする者から、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額に1. 10を乗じて得た額の加入金を徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)及び工事の検査を受けようとする者 その工事費の3パーセントに相当する金額</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1 (第26条関係)</p> <p>料金表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水装置別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th rowspan="2">メータ口径(mm)</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th rowspan="2">従量料金 (水量区分別)</th> </tr> <tr> <th>基本水量(m<sup>3</sup>/月)</th> <th>金額(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>演習5分につき 985円(5分未満は5分とみなす。)</td> </tr> </tbody> </table>	給水装置別	用途別	メータ口径(mm)	基本料金		従量料金 (水量区分別)	基本水量(m <sup>3</sup> /月)	金額(円/月)	略						私設消火栓	/	/	/	/	演習5分につき 985円(5分未満は5分とみなす。)	<p>増す場合に限る。以下この条において同じ。) をする者から、次の各号に掲げる場合の<u>区分</u>に応じて当該各号に定める額に1. 10を乗じて得た額の加入金を徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条第2項の設計の審査(使用材料の確認を含む。)及び工事の検査を受けようとする者 その工事費の3パーセントに相当する金額</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1 (第26条関係)</p> <p>料金表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水装置別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th rowspan="2">メータ口径(mm)</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th rowspan="2">従量料金 (水量区分別)</th> </tr> <tr> <th>基本水量(m<sup>3</sup>/月)</th> <th>金額(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>演習5分につき 985円(5分未満は、<u>5</u>分とみなす。)</td> </tr> </tbody> </table>	給水装置別	用途別	メータ口径(mm)	基本料金		従量料金 (水量区分別)	基本水量(m <sup>3</sup> /月)	金額(円/月)	略						私設消火栓	/	/	/	/	演習5分につき 985円(5分未満は、 <u>5</u> 分とみなす。)	
給水装置別				用途別	メータ口径(mm)		基本料金		従量料金 (水量区分別)																																	
	基本水量(m <sup>3</sup> /月)	金額(円/月)																																								
略																																										
私設消火栓	/	/	/	/	演習5分につき 985円(5分未満は5分とみなす。)																																					
給水装置別	用途別	メータ口径(mm)	基本料金		従量料金 (水量区分別)																																					
			基本水量(m <sup>3</sup> /月)	金額(円/月)																																						
略																																										
私設消火栓	/	/	/	/	演習5分につき 985円(5分未満は、 <u>5</u> 分とみなす。)																																					

ひたちなか市水道事業経営審議会条例新旧対照表（付則第21項関係）

旧	新	備考
<p data-bbox="208 213 663 244"><u>ひたちなか市水道事業経営審議会条例</u></p> <p data-bbox="170 333 248 363">（設置）</p> <p data-bbox="125 371 1077 523">第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、ひたちなか市水道事業の経営に関する事項を審議し、適正かつ効率的な運営を図るため、<u>ひたちなか市水道事業経営審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="170 612 300 643">（所掌事務）</p> <p data-bbox="125 651 1061 722">第2条 審議会は、<u>ひたちなか市水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p data-bbox="170 730 398 761">（1）・（2） 略</p> <p data-bbox="170 769 1077 841">（3） 前2号に定めるもののほか、<u>ひたちなか市水道事業の経営</u>に関し管理者が必要と認める事項</p> <p data-bbox="170 890 248 920">（委員）</p> <p data-bbox="125 928 1077 1000">第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから管理者が任命し、又は委嘱する。</p> <p data-bbox="170 1008 293 1038">（1） 略</p> <p data-bbox="170 1046 741 1077">（2） 水道を利用する事業者、団体等の代表者</p> <p data-bbox="170 1085 636 1115">（3） 水道事業に関し識見を有する者</p> <p data-bbox="170 1123 398 1153">（4）・（5） 略</p> <p data-bbox="170 1161 1077 1233">（6） 前各号に定めるもののほか、<u>ひたちなか市水道事業の経営</u>に関し管理者が必要と認める者</p> <p data-bbox="170 1283 248 1313">（委任）</p> <p data-bbox="125 1321 1077 1393">第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、管理者が<u>規程</u>で定める。</p>	<p data-bbox="1167 213 1675 244"><u>ひたちなか市上下水道事業経営審議会条例</u></p> <p data-bbox="1128 333 1207 363">（設置）</p> <p data-bbox="1088 371 2040 563">第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、ひたちなか市水道事業及び下水道事業（<u>公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。第4条において同じ。</u>）（以下「<u>上下水道事業</u>」という。）の経営に関する事項を審議し、適正かつ効率的な運営を図るため、<u>ひたちなか市上下水道事業経営審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1128 612 1258 643">（所掌事務）</p> <p data-bbox="1088 651 2040 722">第2条 審議会は、<u>ひたちなか市上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p data-bbox="1128 730 1357 761">（1）・（2） 略</p> <p data-bbox="1128 769 2040 841">（3） 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業の経営</u>に関し管理者が必要と認める事項</p> <p data-bbox="1128 890 1207 920">（委員）</p> <p data-bbox="1088 928 2040 1000">第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから管理者が任命し、又は委嘱する。</p> <p data-bbox="1128 1008 1252 1038">（1） 略</p> <p data-bbox="1128 1046 1839 1077">（2） <u>水道及び下水道</u>を利用する事業者、団体等の代表者</p> <p data-bbox="1128 1085 1783 1115">（3） <u>水道事業及び下水道事業</u>に関し識見を有する者</p> <p data-bbox="1128 1123 1357 1153">（4）・（5） 略</p> <p data-bbox="1128 1161 2040 1233">（6） 前各号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業の経営</u>に関し管理者が必要と認める者</p> <p data-bbox="1128 1283 1207 1313">（委任）</p> <p data-bbox="1088 1321 2040 1393">第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、管理者が<u>企業管理規程</u>で定める。</p>	

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧				新				備考
別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				
職名	支給区分	報酬額	旅費の額 （相当する職）	職名	支給区分	報酬額	旅費の額 （相当する職）	
略	略	略	略	略	略	略	略	
水道事業経営審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員	上下水道事業経営審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員	
略	略	略	略	略	略	略	略	
備考 略				備考 略				